

△招 集

川越地区消防組合告示第十号

令和五年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

令和五年九月二十五日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和五年十月二日 午後一時三十分
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和五年十月二日 一 日 間

△議事順序

午後一時三十分開会

- 一、日程第一については、補欠選挙による当選者の議席の指定を行う。
- 二、日程第二、第三、第四については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 三、日程第五、会議録署名議員指名については、

矢内 秀憲 議員

牛窪 喜史 議員 を指名する。

- 四、日程第六については、令和五年三月二十五日以降受理した監査結果を報告する。
- 五、続いて、継続審査となっていた日程第七を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

六、引続き、日程第八以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があつた場合は、日程に追加し、審議を行う。

七、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

令和五年十月二日 午後一時三十分開議

- 日程第一 議席の指定について
- 日程第二 会期決定について
- 日程第三 議案提出書の公表について
- 日程第四 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
- 日程第五 会議録署名議員指名について

令和五年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

日程第六

監査結果の報告について

日程第七

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

日程第八 議案第一〇号

令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第九 議案第一一号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一〇 議案第一二号

川越地区消防組合計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることについて

日程第一一 議案第一三号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一二 議案第一四号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一三 議案第一五号

水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第一四 議案第一六号

消防ポンプ自動車の取得について

△議場に出席した議員（二三人）

- | | |
|--------------|---------------|
| 第一番 為水 順二 議員 | 第二番 小峯 松治 議員 |
| 第三番 矢内 秀憲 議員 | 第四番 小ノ澤哲也 議員 |
| 第五番 牛窪 喜史 議員 | 第六番 村山 博紀 議員 |
| 第七番 栗原 瑞治 議員 | 第八番 吉敷賢一郎 議員 |
| 第九番 中村 文明 議員 | 第一〇番 小高 浩行 議員 |
| 第一一番 小林 薫 議員 | 第二一番 柿田 有一 議員 |
| 第三番 片野 広隆 議員 | |

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者	川合善明
副管理者	栗原 薫
会計管理者	佐藤喜幸
消防局長	齋藤匡央
次長	西村政徳
〃	浅見 篤
川越北消防署長	武笠 浩
川越中央消防署長	竹内 太
川越西消防署長	神山玲之
川島消防署長	長澤俊幸
総務課長	大谷清秋
予防課長	小久保和徳
救急課長	本澤 哲
指揮統制課長	木村 寛
新消防庁舎建設準備室長	山本雄一
監査委員	佐藤 明
〃	小林 薫

△議場に出席した職員

書記長	黒澤博行
書記	田中 尚
〃	落合昭仁
〃	志村久美子

△開 会（午後二時八分）

○小ノ澤哲也議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和五年川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

○小ノ澤哲也議長 直ちに会議を開きます。

御報告申し上げます。

八月二十八日に川越市議会選出の高橋剛議員から議員の辞職願が提出され、同日付で、閉会中のため議長において辞職を許可いたしました。この議員の欠員に伴いまして九月十四日、川越市議会において消防組合議員の補欠選挙が行われ、片野広隆議員が当選されました。さらに、片野広隆議員につきましては、閉会中のため議長において九月二十一日に消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員に指名いたしました。

以上で報告を終わります。

△日程第一 議席の指定について

○小ノ澤哲也議長 日程に入ります。

日程第一、議席の指定についてを議題といたします。

会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第四条第二項の規定により、今回新たに当選されました片野広隆議員の議席を指定いたします。

片野広隆議員の議席を第十三番と定めます。

△日程第二 会期決定について

○小ノ澤哲也議長 日程第二、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第三 議案提出書の公表について

○小ノ澤哲也議長 日程第三、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

(落合昭仁書記 朗読)

川消総発第四三四号

令和五年十月二日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について(通知)

令和五年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 二 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 三 川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることについて
 - 四 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
 - 五 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 六 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
 - 七 消防ポンプ自動車の取得について
- 小ノ澤哲也議長 以上で公表を終わります。

令和五年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

△日程第四 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について
○小ノ澤哲也議長 日程第四、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

なお、管理者より飯島和夫副管理者は本日、病気のため欠席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

川消議発第三三四号

令和五年九月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月三日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第四〇八号

令和五年十月二日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

出 席 通 知 書

要求により、令和五年本組合議会第三回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 佐藤 喜幸

消防局長 齋藤 匡央

次長 西村 政徳

〃 浅見 篤

川越北消防署長 武笠 浩

川越中央消防署長 竹内 太

川越西消防署長 神山 玲之

川島消防署長 長澤 俊幸

総務課長 大谷 清秋

予防課長 小久保 和徳

救急課長 本澤 哲

指揮統制課長 木村 寛

新消防庁舎建設準備室長 山本 雄一

川越地区消防組合監査委員

出席通知書

要求により、令和五年川越地区消防組合議会第三回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

記

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

〃 小林 薫

△日程第五 会議録署名議員指名について

○小ノ澤哲也議長 日程第五、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

矢内 秀憲 議員

牛窪 喜史 議員

を指名いたします。

川消議発第三四号

令和五年九月二十五日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月二日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消監発第三九号

令和五年三月二十七日

川消監収第二一号

令和五年十月二日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 中原 秀文 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小ノ澤 哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度二分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四号

令和五年四月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 中原 秀文 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度三分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第六号

令和五年五月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度出納整理期間（四月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第七号

令和五年五月二十二日

令和五年川越地区消防組合議会議事第三回定例会会議録

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第九号

令和五年六月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和四年度出納整理期間（五月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一〇号

令和五年六月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

令和五年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

川消監発第一三号

令和五年七月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤哲也様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小林薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一八号

令和五年八月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤哲也様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小林薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第七 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○小ノ澤哲也議長 日程第七、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、令和五年六月二十九日開会の第二回臨時会において、地方自治法第九十九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果

について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和五年六月二十九日開会の第二回臨時会において、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

十月二日の会議では、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、造成工事について及び建設スケジュールについてを単独議題とし、理事者より資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。次に、新消防指令センターの整備について、資料を基に理事者より報告を受けました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、今後、庁舎等建築工事の起工が予定され、来年度には雨水貯留槽工事や訓練棟建築工事等が予定されており、その工事手法等について調査する必要があることから、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査としたい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和五年十月二日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤哲也様

○小ノ澤哲也議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十八条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第八 議案第一〇号 令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○小ノ澤哲也議長 日程第八、議案第十号、令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第一〇号

令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算(別冊)を別紙監査委員の意見を付けて議会に認定に付する。

令和五年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明並びに決算審査意見の公表(会計管理者、代表監査委員)

令和五年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

(佐藤喜幸会計管理者登壇)

○佐藤喜幸会計管理者 ただいま上程になりました議案第十号、令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてにつきまして、別冊令和四年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。初めに、二ページをお開きください。

決算額総括表により御説明申し上げます。

予算現額は五十五億九千万円でございます。歳入につきましては、調定額五十四億二千二百三十七万六千三百三十一円、収入済額五十四億二千八百八十七万八千三百三十一円、収入未済額四十九万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は九八・四二%でございます。歳出につきましては、支出済額五十三億三千八百五十三万四千四百四十三円、翌年度繰越額四千二十万五千円、不用額一億三千三十六万五千五百五十七円、予算現額に対する決算額の割合は九六・九〇%となっております。歳入歳出差引残額八千三百三十四万三千六百八十八円でございます。続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書により順次御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金につきましては、収入済額四十八億二千六百五十六万七千八百六十円で、消防組合負担金といたしまして川越市、川島町それぞれとの共通経費と非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地費からなる個々経費でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料につきましては、収入済額四十四万三千百十七円で、行政財産使用料でございます。

二項手数料、一目消防手数料につきましては、収入済額四百十七万七千四百五十円で、危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金につきましては、収入済額はございません。

次に、四款一項寄附金、一目消防寄附金につきましては、収入済額はございません。

次に、五款一項一目繰越金につきましては、収入済額二億二千八百七十二万七千六百十五円で、前年度剰余金でございます。

次に、六款諸収入、一項一目預金利子につきましては、収入済額はございません。二項一目受託収入につきましては、収入済額五百五十三万九千九百六円で、内容は、次のページに移りまして、川越自警消防費、川越水防費に係る受託収入でございます。

三項一目雑入につきましては、収入済額一千五百五十五万三千八百十三円、収入未済額四十九万八千円で、関越自動車道救急業務支弁金、消防基金支払金収入などでございます。収入未済額につきましては、源泉所得税の立替えに係る受託業者からの返還金の滞納によるものでございます。

次に、七款一項組合債、一目消防債につきましては、収入済額三億二千七百九十万円で、消防施設整備事業費債でございます。次に、八款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金につきましては、収入済額一千二百九十六万九千九百円で、消防防災施設等整備費補助金でございます。以上が歳入決算の主な内容でございます。続きまして、歳出でございます。

十四ページをお開きください。

一款一項一目議会費につきましては、支出済額四百三十四万二千四百二十三円で、報酬及び旅費等で、議会事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費につきましては、支出済額三百三十九万九千八百八十七円で、報酬及び報償費等で、一般管理事務に係る経費でございます。

二目公平委員会費につきましては、支出済額七万八千四百円で、報酬及び旅費で、公平委員会事務に係る経費でございます。

二項一目監査委員費につきましては、支出済額三十六万百円で、報酬及び旅費で、監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費につきましては、支出済額四十五億五千七百四十万一千三百八十八円、翌年度繰越額四千二十万五千円で、給料、職員手当等、共済費、その他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

二十二ページをお開きください。

二目常備施設費につきましては、支出済額三億四千五百五万一千七百六十九円で、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等で、常備消防の施設管理及び消防局庁舎建設等に係る経費でございます。

次のページに移りまして、二項非常備消防費、一目川越非常備消防費につきましては、支出済額八千九百二十万三千五百七十九円で、報酬、共済費、報償費、備品購入費等で、川越市消防団に係る経費でございます。

二目川島非常備消防費につきましては、支出済額二千七百二十三万三千三百十五円で、報酬、共済費、報償費等で、川島町消防団に係る経費でございます。

次のページに移りまして、三項水利施設費、一目川越水利施設費につきましては、支出済額七千八百六十九万九千三百八十一円で、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金補助及び交付金等で、川越市水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

次のページに移りまして、二目川島水利施設費につきましては、支出済額二百六十六万三千五百七十三円で、委託料、負担金、補助及び交付金等で、川島町水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

四項自警消防費、一目川越自警消防費につきましては、支出済額三百八十七万九百六十九円で、工事請負費、負担金、補助及び交付金等で、川越市自警消防隊に係る経費でございます。

五項水防費、一目川越水防費につきましては、支出済額二百四十五万一千九百三十七円で、共済費等で、川越市水防団に係る経費でございます。

次に、四款一項公債費、一目元金につきましては、支出済額二億二千五十五万八千二百八十九円で、組合分等元金償還金でございます。

次のページに移りまして、二目利子につきましては、支出済額四百五十七万二千三百三十三円で、組合分等利子償還金でございます。

次に、五款一項一目予備費につきましては、支出済額はございません。

以上が歳出決算の主な内容でございます。

なお、三十二ページ以降にお示ししてございます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。

(佐藤 明代表監査委員登壇)

○佐藤 明代表監査委員 令和四年度川越地区消防組合一般会計決算について監査委員を代表して審査結果の概要を御説明申し上げます。

内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。本決算について決算書、決算附属書類等を審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき適正に作成されておりました。また、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い、おおむね適正に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

それでは、一般会計の決算収支の状況について申し上げます。

なお、金額につきましては、千円未満を切り捨てた数値で申し上げますので、御了承願います。

当年度の決算額は、歳入が五十四億二千八百八十七万八千円で、前年度に比べて一・二％増加しております。また、歳出は五十三億三千八百五十三万四千円で、前

年度に比べて四・一％増加しております。

次に、歳入決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは分担金及び負担金で、四十八億二千六百五十六万七千円、前年度に比べて二・八％増加しております。また、決算額が前年度より減少した主なものは繰越金で、二億二千八百七十二万七千円、前年度に比べて二五・一％減少しております。

続いて、歳出決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは消防費で、五十一億五百五十八万二千円、前年度に比べて四・六％増加しております。また、決算額が前年度より減少したものは公債費で、二億二千五百十三万円、前年度に比べて六・八％減少しております。

予算流用については、前年度に比べ六件、三千四万一千円増加しております。流用は、真にやむを得ない場合に認められる予算執行処置であることや、予算が議決を経て成立したという経緯を十分に踏まえつつ、財務に関する規則等にのっとり適切な運用に努められるよう要望いたしました。

令和五年刊行の川越地区消防局消防年報によると、管内における令和四年度中の火災件数は九十九件、救急出場件数は二万五千二百二十二件、救助出場件数は二百六十二件となっており、いずれも前年度より増加しております。なお、消防活動にも大きな影響をもたらしてきた新型コロナウイルス感染症については、令和五年五月八日に五類感染症に位置づけられましたが、いまだ終息に至っていないことから、引き続き感染対策を推進し、消防活動体制の維持確保を図っていただきたいと思っております。

このような状況下にあつて、当年度は広範囲な消防活動に的確に対応されているほか、消防車両をより高機能な車両に更新するとともに、職場内研修をはじめ各種資格取得研修等へ積極的に参加するなど、職員の能力向上に努め、消防力の強化が図られたことに対しまして評価いたします。

川越地区消防局、川越北消防署については、当年度に造成工事が行われ、今年度から建設工事が始まりますが、当該施設は消防活動の中心的役割を果たす消防活動拠点として、また、災害に備える住民啓発拠点等としての役割が期待されており、

令和八年度の供用開始に向けて安全かつ着実に事業を進めていくよう要望いたしました。併せて、そのほかの消防署等の施設についても長寿命化を進めるなど計画的に維持整備を図っていくとともに、消防活動拠点としての機能強化を図るよう要望いたしました。

また、今年度から定年延長制度が開始されましたが、職員が職務能力を十分に発揮できるよう適正な人員配置に努めるとともに、環境の変化や社会情勢に柔軟に対応できる人材を育成するため、引き続き各種研修等を通じて職員の能力と資質の向上を図る取組を進めていただきたいと思います。

本組合は令和五年四月一日に組合設立五十周年という大きな節目を迎えましたが、様々な記念事業を通じ住民とのつながりを深めるとともに、次世代を担う子供たちの夢や希望を育み、これからも住民に寄り添う消防であることを期待いたします。

今後は高齢化の進展等による救急需要の増加や定年年齢の引上げによる職員の高齢化が見込まれております。このような状況の中、多発する自然災害や多様な住民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、川越地区消防組合基本計画後期基本計画に掲げた施策を推進するとともに、構成市町及び関係機関と綿密に連携協力を図りながら、当該計画に掲げた基本理念である「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現に向けて、より一層の努力を期待しております。

以上をもちまして令和四年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

小高浩行議員。

(小高浩行議員登壇)

○小高浩行議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第十号、令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑をさせていただきます。

令和四年度は、新型コロナウイルスの変異により感染力が強く重症化しにくいといった特性を持ったオミクロン株の発生により、夏と冬の二回、感染拡大が発生しました。消防救急隊の皆様におかれましては、多数の患者搬送など対応に御苦労があったことと思います。改めまして、火災や事故などから住民を守っていただき、職員の皆様に感謝を申し上げます。

一点目として、令和四年の消防活動の状況について、火災、救急出動、救助出動などの件数と前年度と比べてどういった傾向があったのかお伺いいたします。

二点目として、建物火災の主な原因と予防対策についてのお考えをお伺いいたします。

私は、消防活動への関心を高め、防火意識を醸成するためには、消防車両などに親しみを持つ子供のころからの活動が大変重要であると考えます。三点目として、幼年消防クラブの組織状況と子供たちへの火災予防の啓蒙の内容がどうであったのかお伺いいたします。

新型コロナウイルス禍で集団での行動が制限されるなど、職員研修も難しい面があったかと思いますが、四点目として、人材育成のための研修の状況についてお伺いいたします。また、新型コロナウイルス禍で研修の方法や内容など変化があったのか、併せてお伺いいたします。

五点目として、自治会の加入率の低下や近所付き合いが希薄化している中で、ボランティアが集まらないといったような声をよく耳にしますが、改めまして、消防団員の人数の状況や自警消防隊の状況など、市民共助のための組織の状況についてお伺いいたします。

六点目として、令和四年度の事業成果を受けて、消防団員拡充の対策などについてのお考えをお伺いいたします。

七点目として、自警消防隊運営支援の状況についてお伺いいたします。特に火の見やぐら等解体撤去補助金や器具置場解体等の補助内容と交付状況についてお伺いいたします。

監査委員の意見報告の中にもありましたが、予算流用について、私は、限られた予算の中で最小の経費、最大の効果を上げるためには、予算の流用による有効活用もやむを得ない面もあるものと認識していますが、最後に、八点目として、予算流用の状況と動向についてお伺いいたしまして私の質疑といたします。

(浅見 篤消防局長登壇)

○浅見 篤消防局長 所管する事務について御答弁申し上げます。

令和四年の消防活動の状況について、火災件数、救急出動件数、救助出動件数などの件数と前年と比べての傾向でございますが、令和四年の火災、救急、救助の出動件数につきましては、火災が九十九件、救急が二万五百二十二件、救助が二百六十二件でございます。前年と比較しますと、火災は十五件、救急が三千四百七十九件、救助が六十一件と、いずれも増加しております。

それぞれの傾向でございますが、火災につきましては建物火災が増加傾向にあり、救急につきましては急病による要請が増加傾向にございます。また、救助につきましては建物や車内の閉じ込めによる事故が増加傾向にございます。

以上でございます。

(小久保和徳予防課長登壇)

○小久保和徳予防課長 所管事務について御答弁申し上げます。

建物火災の主な原因と予防対策についてでございますが、令和四年の火災件数九十九件のうち建物火災は五十七件で、令和三年と比較すると増加傾向にあり、中でも共同住宅を含む住宅火災が十二件の増加となっております。主な原因につきましては、多い順に、放火十四件、たばこ八件、放火の疑い五件でございます。

予防対策につきましては、各世帯に配布される組合広報紙「虹のマーチ」や火災予防運動週間における広報活動、また、各自治会で行う自主防災訓練や防火教室な

どの機会を捉え注意喚起を行っております。

次に、幼年消防クラブの組織状況と子供たちへの火災予防の啓蒙についてでございますが、幼年消防クラブにつきましては、川越市四園、川島町三園の合計七園で結成されており、主な活動といたしまして、火災予防運動週間中の絵画展への出展、消防出初式での火災予防広報活動を実施しております。また、管内小中学校の校内放送を活用した火災予防広報、職場体験や消防署への施設見学の際の体験などを通じて子供たちへの防火思想の普及を図っております。

今後子供への火災予防の啓蒙を推進してまいります。防火思想の普及を目的とし、子供たちへの火災予防の啓蒙を推進してまいります。

以上でございます。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、人材育成のための研修といたしましては、川越地区消防組合人材育成基本方針に基づき、消防、救急、救助等の各分野に必要な専門知識、技術の習得や職員の職務に応じた能力の習得を目的として、令和四年度は、消防大学校四名、埼玉県消防学校四十名、資格取得講習十四名及び市町村職員広域研修三十七名が受講しております。

また、その他人材育成を支援するための取組といたしまして、組織として必要な職場内の研修として、ハラスメント防止を目的としたマネジメント研修等の実施や職員の自律的、主体的かつ継続的な学びを促進することを目的としてeラーニングシステムを活用した自己啓発の推進に取り組んでおります。

次に、新型コロナウイルス禍での研修方法や内容などの変化についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が特に蔓延している時期におきましては、受講者を一堂に集める集合研修の実施は見合わせ、オンライン形式での研修に切り替え実施することが多くなりましたが、その後は感染者数の推移や研修の内容に応じ、オンライン研修で実施するもの、または対面、集合研修で実施するもの等、研修効果に主眼を

置いた実施方法を採用しております。

次に、消防団員の人数の状況につきましては、川越市消防団におきましては、令和四年四月一日の実員数は二百六十四名でしたが、これまでに二十五名が退団、二十三名が入団し、令和五年十月一日現在の実員数は二百六十二名でございます。定数三百三十名に對しまして七九・四％の充足率でございます。同じく川島町消防団におきましては、令和四年四月一日の実員数は百十八名でしたが、これまでに七名が退団、三名が入団し、令和五年十月一日現在の実員数は百十四名でございます。定数百二十九名に對しまして八八・四％の充足率でございます。

自警消防隊の状況につきましては、川越市において令和四年四月一日現在、二十八隊が組織されており、令和五年十月一日現在も二十八隊でございます。

次に、消防団員の拡充対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により各種行事が中止となり、消防団と住民の皆様が触れ合う機会が失われておりましたが、令和四年度は消防特別点検、消防出初式等、行事のほか地域の防災訓練等についても再開されました。女性消防団員につきましても子育て世代を対象とした応急手当講習や防災防火講演に積極的に出向するなど、活動の場を広げており、令和四年度には応急手当講習を受講した方が女性消防団員の活動に興味を持ち入団につながった例もございました。

今後このような消防団と住民の皆様が触れ合う機会を通して消防団のPRを効果的に行い、消防団員の確保に努めてまいります。また、若い世代が入団しやすい消防団とするためには、消防団活動のあり方を適宜見直していく必要があると考えております。

次に、自警消防隊運営支援の状況についてでございますが、消防組合では自警消防隊の運営並びに維持管理については川越市より受託しており、自警消防隊の運営及び施設に要する費用として自警消防隊に對する補助金交付要綱に基づき補助金を交付しております。補助には運営費補助と消防施設費補助の二種類があり、運営費補助として一隊につき年額三万円の補助を行っております。また、消防施設費補助

として消防用器具置場建設等の建設費及び小型動力ポンプ購入等の整備費に對しまして補助を実施しております。令和四年度は運営費補助につきまして二十八隊中二十三隊より申請があり、補助金を交付し、消防施設費の申請はございませんでした。自治会または自警消防隊が管理する火の見やぐら等の解体撤去につきましては、川越市の火の見やぐら等解体撤去補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行っております。令和四年度は中福自治会が実施した火の見やぐらの撤去について申請があり、解体撤去に要した費用の二分の一の額である四十五万円を交付いたしました。また藤間中下自警消防隊器具置場につきましては、自治会より解体撤去の要望があり、器具置場の所有が川越市であったため、令和四年度に川越自警消防費にて解体撤去工事を実施し、百六十五万円を支出いたしました。

次に、予算流用の状況につきましては、令和四年度予算流用件数は五十一件、流用金額は三千九百四十四万七千円、前年度に比べ六件、三千十四万千円増加しております。最高流用額は千五百九十四万六千円で、消防局庁舎建設の積算内容等見直しによる設計監理委託料に不足が生じたため、消防局庁舎建設の工事請負費から設計監理委託料へ流用させていただいたものでございます。

予算流用の動向につきましては、令和二年度が四十八件で千九百九十六万七千円、令和三年度は四十五件で九百三十万六千円でございます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 片野広隆議員。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 さきの議員に引き続き議案第十号について質疑を申し上げます。

まず、一点目、令和四年度の職員の時間外勤務における状況について伺わせていただきます。この件については、過去にも何度か取り上げさせていただきましたが、消防局の特定の部署の特定の職員に過度に負荷がかかっているのではないかと指摘をさせていただいておりますが、今回、令和四年度の時間外勤務における最大の職員及び最小の職員の時間数とその所属、担当事務について伺わせていただきます。

また、これまでの指摘を受けて時間外勤務削減に向けた改善策はどのような対策を取られてきたのか、併せて聞かせていただきます。

二点目、令和四年度のメンタルヘルスに関して、精神的な疾患による長期休暇取得職員数について、その状況はどのようなものか伺わせていただきます。

三点目、先ほど、さきの議員からも人材育成について触れましたが、令和四年度における女性活躍推進に関する消防局の取組状況についてお聞かせください。

四点目になります。消防局においても定年延長の取組がなされていますが、この定年延長により定年年齢が六十五歳に向けていく中で、今後六十歳以上の職員数が最大となるのはいつになるのかお伺いをいたします。また、こういった職員の高齢化に対する対策はどのようなことを行っているのか、また、今後行っていくのかについてお聞かせいただきたいと思っております。

五点目、新型コロナウイルス五類感染症移行後の一九番通報の内容の変化は何かあったのか、併せて、件数、数の変化とその要因について消防局はどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

六点目、最後になりますが、令和四年度における救急搬送時間の状況、それぞれ重症、中等症、軽症の平均救急搬送時間と、令和元年から令和三年に比較してどのような状況になっているのかお伺いして私の質疑といたします。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、令和四年度の時間外勤務の状況といたしましては、時間外勤務の最大時間数の職員は年度合計七百七十九時間となり、所属担当は総務課企画財政担当でございます。時間外勤務が最大となった要因につきましては、デジタルトランスフォーメーション及び組合設立五十周年記念事業の推進並びに職員及び家族の新型コロナウイルス感染症感染により事務が逼迫したものでございます。最小時間数の職員につきましては、再任用職員、育児休業者等を除き合計五時間の職員が三名おり、所属は新消防庁舎建設準備室並びに川越北消防署及び川越中央消防署の指導課でござ

います。

時間外勤務削減に向けた改善策といたしましては、令和五年度、総務課に一名増員をしたところでございます。今後も各担当の業務内容、事務分掌、配置人員の見直しを行い、時間外の削減を図ってまいります。

次に、令和四年度の精神的な疾患による長期休暇取得職員数についてでございますが、令和四年度中に精神的な不調を理由に一か月以上の休暇を取得した職員の数につきましては四名でございます。いずれの四名とも療養期間は一月から二か月の間で、その後、職務に復帰しております。病気休暇の取得理由といたしましては、職場の人間関係によるものや家庭環境によるものなどがございます。

精神的な不調を理由とした病気休暇取得者に限らず長期病気休暇取得者につきましては、復帰後の職場生活に対し少なからず不安を抱えていることから、職場復帰に向けたプログラムを作成し、産業医や主治医と相談しながら円滑な職場復帰ができるよう、また、職場が安心してそのような職員を迎えられるように取り組んでまいります。

次に、女性活躍推進の取組状況といたしましては、消防職員につきましては、女性消防職員就労施設の整備、育児と仕事の両立を図るための支援制度の周知、交代制勤務への人員配置、女性活躍推進のための研修出行を行っております。

なお、令和四年四月一日時点での女性消防職員の配置状況につきましては、二十三名中、毎日勤務者は十六名、交代制勤務者は七名、うち管理職は三名でございます。交代制勤務者の内訳は、消防隊二名、救急隊三名、指揮隊二名の配置となっております。また、女性消防職員の積極的採用のため、育児休業取得経験者の体験談や子育てにおける休暇制度を採用募集案内に掲載し、管内全ての高等学校及び大学に配布する取組を行っております。

女性消防団員につきましては、救命講習における心肺蘇生法等の指導、小学生などを対象とした紙芝居や寸劇を用いた防火防災教室の開催、火災予防運動期間を行う巡回広報など、住民の皆様へ接して応急手当の普及啓発や防火防災の啓蒙を行う

活動を展開しております。

川越市消防団における女性団員数は、令和四年度に二名入団し、令和五年三月三十一日現在二十名、川島町消防団においては八名でございます。

次に、定年延長による定年年齢が六十五歳になることに対し、今後六十歳以上の職員数が最大となるのはいつか、また、これに対する対策はどのようなことを行っているのかについてでございますが、全ての職員がそれぞれの引上げ後の定年年齢まで勤務したと仮定した場合の六十歳を超える職員数がピークとなるのは令和二十年度で百九名でございます。

当組合では現在、六十歳を超える職員数がピークとなる時期を見据え、職員の体力維持に資する対策、健康状態や経験等を踏まえた適材適所の人員配置、中長期的なキャリアパスを形成するための施策をはじめ、消防力の維持確保を図っていくための対策の検討を進めております。

以上でございます。

(木村 寛指揮統制課長登壇)

○木村 寛指揮統制課長 所管事務について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス五類感染症移行後の一一九番通報の内容の変化についてでございますが、初めに、通報者からの通報内容について、五類移行前後における変化はございません。

次に、一一九番通報の件数でございますが、令和四年一月一日から令和四年八月三十一日現在の件数が二万一件で、令和五年一月一日から令和五年八月三十一日現在の件数が二万一千六百三十九件であり、比較しますと一千六百三十八件の増加でございます。主な増加の要因といたしましては、救急要請件数が前年比で九百七十四件増加しております。特に急病での要請件数が増加しております。また、近隣消防本部の状況につきましては、同様に救急件数が増加していると把握しております。最後に、一一九番通報の聴取内容でございますが、五類移行前は全ての傷病者等に対しまして発熱、罹患歴等の情報を聴取しておりましたが、五類移行後は急病の

訴えに対する傷病者等に限り発熱、罹患歴等の情報を聴取する対応としております。

以上でございます。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 令和四年における救急搬送時間の重症、中等症、軽症の平均時間と令和元年から令和三年との比較について御答弁申し上げます。

令和四年における一一九番通報の入電から病院到着までの救急搬送時間の平均につきましては、重症が五十五・〇分、中等症が五十八・一分、軽症が五十二・四分でございます。令和元年から令和三年につきましては、重症が四十七・五分、中等症が四十七・八分、軽症が四十五・四分でございます。令和四年は過去三年と比較いたしますと、重症で七・五分、中等症で十・三分、軽症で七・〇分、いずれも増加しております。主な増加の要因として、救急件数の急激な増加による搬送困難事案の増加が考えられます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか

ーこれをもって質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後三時五分 休憩

午後三時八分 再開

△日程第九 議案第一一〇号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九、議案第十一号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一一号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和五年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第十一号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、消防職員の新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を廃止するため、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、公布の日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

小高浩行議員。

（小高浩行議員登壇）

○小高浩行議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第十一号、川越地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて質疑をさせていただきます。

今回削除される新型コロナウイルス感染症に対する職員の特殊勤務手当の具体的な職務内容と手当の支給金額及び支給人数はどのような状況であったのかお伺いいたします。

（大谷清秋総務課長登壇）

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

今回削除される新型コロナウイルス感染症に対する職員の特殊勤務手当の具体的な職務内容と手当の支給金額と支給人数についてでございますが、具体的な職務内容につきましては、救急隊員が新型コロナウイルス感染症の患者に観察や処置を実施し、医療機関へ搬送したのもや、新型コロナウイルス感染症の患者を医療機関に搬送するため消防隊員、救助隊員が救急支援活動や救助活動を行ったものでございます。

手当の支給金額と支給人数につきましては、令和二年度が七十四万六千円で六十八人、令和三年度が四百三十一万二千元で百六十人、令和四年度が八百五十万八千円で百七十三人、令和五年度は新型コロナウイルス感染症が令和五年五月八日に感染症法上で二類相当から五類に変更されるまでの期間において支給しており、十三万二千元で二十六人でございます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。

―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第一二号 川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第十、議案第十二号、川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一二号

川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることについて

川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のとおり定める。

令和五年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第十二号、川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

制定の趣旨でございますが、地方公務員法第二十二條の二第一項に規定される会

計年度任用職員に関し条例において定めることとされている給与等について必要な事項を定めるため、川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、令和六年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

小高浩行議員。

（小高浩行議員登壇）

○小高浩行議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第十二号、川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることについて質疑をさせていただきます。

一点目として、今回の条例制定により従来の制度とどのような変化があるのか、条例制定の意義についてお伺いいたします。

二点目として、現在の臨時的任用職員の状況と条例が施行された場合の会計年度任用職員の対象となる職員の想定はどうなっているのかお伺いいたします。

三点目として、今回の条例が定められた場合、人件費への影響がどのようになるのかお伺いして私の質疑といたします。

（大谷清秋総務課長登壇）

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、条例制定により従前の制度とどのような変化があるのか、また、条例制

定の意義についてでございますが、当組合の事業の中には防火水槽の設置や撤去、庁舎の大規模な修繕や改修に係る設計など、消防吏員では対応することが困難な業務があり、これらの業務については、地方自治法に基づく職員派遣や構成市町職員の併任により対応しているところでございます。

条例の制定により当組合においてこれらの業務に対する知識等を有する会計年度任用職員を採用し、これらの業務の補助業務等を担っていただくことで、今後の円滑な事務執行が期待できるものでございます。

次に、現在の臨時的任用職員の状況と会計年度任用職員の対象となる職員の想定についてでございますが、当組合において現在、臨時的任用職員として任用している職員はならず、会計年度任用職員に移行する職員はおりません。

今回の条例制定により新たに会計年度任用職員として採用を予定している職員についてでございますが、令和六年度における新庁舎建設事業における設計、確認等の事務量の増加に伴うこれらの業務を補助する会計年度任用職員の採用を想定しております。

次に、人件費への影響についてでございますが、令和六年度においてはパートタイム会計年度任用職員一名の採用を見込んでおり、影響額として当該職員一名分の報酬、通勤手当等に相当する費用弁償、期末手当、社会保険料等が増加するものと見込んでおります。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すること

に決定いたしました。

△日程第一 議案第一三三号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第十一、議案第十三号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一三三号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和五年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第十三号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、本議案につきましては、議案第十二号に関連するものでございまして、会計年度任用職員に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

第一条の川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の給与等について、議案第十二号の川越地区消防組合会計年

度任用職員の給与等に関する条例において必要な事項を定めることに伴うものでございます。

第二条の川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるため、川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を準用することとするものでございます。

第三条の川越地区消防組合消防職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員に対しては旅費に相当する費用弁償を支給することとなるため、旅費を支給する職員について整理しようとするものでございます。

第四条の川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、人事行政の運営等の状況について報告及び公表の対象とする職員にフルタイム会計年度任用職員を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、令和六年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すること

に決定いたしました。

△日程第一二 議案第一四号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第十二、議案第十四号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一四号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和五年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第十四号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことにより、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、蓄電池設備に係る基準及び個体燃料を用いた火気設備の離隔距離に関する規定の見直しを図ろうとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和六年一月一日としようとするものでございます。
以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を結びたいと思います。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一三 議案第一五号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

○小ノ澤哲也議長 日程第十三、議案第十五号、水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一五号

水槽付消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和五年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

令和五年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 たいま上程になりました議案第十五号、水槽付消防ポンプ自動車の取得につきまして提案理由を御説明申し上げます。

現在、川越西消防署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車につきまして、平成二十一年二月十八日に購入し、十四年七か月が経過し、著しく老朽化しておりますことから今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種はいすゞ四サイクルディーゼルエンジンで、全長七千ミリメートル、全幅二千四百ミリメートル、全高三千二百ミリメートル、総排気量五千九百九十三cc、乗車定員は六人でございます。主な装備としては、消防ポンプのほか千五百リットルの水槽、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻取り装置を装備した車両でございます。

取得についてでございますが、令和五年八月二十四日の五業者による指名競争入札の結果により落札業者の埼玉消防機械株式会社西部営業所と消費税等を含め七千三百十五万円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第十五号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を結びたいと思います。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一四 議案第一六号 消防ポンプ自動車の取得について

○小ノ澤哲也議長 日程第十四、議案第十六号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一六号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和五年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程となりました議案第十六号、消防ポンプ自動車の取得につきまして提案理由を御説明申し上げます。

現在、川島町消防団第六分団に配備されております消防ポンプ自動車は、平成十九年一月二十四日に購入し、十六年八か月が経過しており、著しく老朽化しており

ますことから今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種はいすゞ四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百ミリメートル、全幅千九百ミリメートル、全高二千六百ミリメートル、総排気量二千九百九十九cc、乗車定員は六人でございます。主な装備としましては、消防ポンプのほかホース延長用資機材を装備した車両でございます。

取得についてでございますが、令和五年八月二十四日の五業者による指名競争入札の結果により落札業者の株式会社サイボウと消費税等を含め二千三百六十五万円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第十六号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○小ノ澤哲也議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終りました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時二十九分 閉会

△会議の結果

- 日程第一 議席の指定について
議長が指定した。
- 日程第二 会期決定について
本日一日間と決定した。
- 日程第三 議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。
- 日程第四 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
出席者の一覧を配布した。
- 日程第五 会議録署名議員指名について
議長指名のとおり決定した。
- 日程第六 監査結果の報告について
監査結果の提出について報告した。
- 日程第七 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて
委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。
- 日程第八 議案第一〇号 令和四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
認定
- 日程第九 議案第一一号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
原案可決

日程第一〇 議案第一二号 川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることについて
原案可決

日程第一一 議案第一三号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
原案可決

日程第一二 議案第一四号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
原案可決

日程第一三 議案第一五号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
原案可決

日程第一四 議案第一六号 消防ポンプ自動車の取得について
原案可決